

議案第6号

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例
について

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

ひとり親家庭の父又は母が市内に住所を有する場合の医療費助成金について、対象範囲を拡大し、日本国内に住所を有する児童を支給の対象とする等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「鶴ヶ島市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する」を削り、同項第1号中「ひとり親」を「市内に住所を有するひとり親」に改め、「及び」の次に「日本国内に住所を有するその」を加え、同項第2号中「養育者及び」を「市内に住所を有する養育者及び」に改め、同条第3項に次の1号を加える。

(6) 都道府県又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する制度により重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

第4条第1項中「対象者としなない」を「医療費助成金の支給を受けることができない」に改める。

第5条第2項中「対象者でないと」を「受給者証を交付しないことを」に改める。

第8条第2項中「に属する受給者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。